

TRA入会のご案内[賛助会員]



全 日 会 員 限 定



TRA

一般社団法人 全国不動産協会

当協会は、全日本不動産協会（以下「全日」といいます。）東京都本部の会員を母体とし、平成10年12月に設立され、平成23年12月に『一般社団法人』への移行を経て、平成30年10月には名称を「一般社団法人全国不動産協会」に変更しました。そして、全国の全日会員の業務支援を担うため、令和2年4月1日より全日グループの第4の団体として全国組織化することが決議され、今後は全日及び不動産保証協会（以下「保証」といいます。）は公益事業の推進に注力し、会員業務支援や福利厚生の実施のために当協会を活用していくことが全日及び保証の理事会において決議されました。更に、当協会の全国組織化に伴い、その活動の財源に充てるため、全日及び保証の定時総会の決議を得て、それぞれの入会金及び会費の額を改定することとし、当協会を含む全日グループ全体が連携して不動産業界の発展と全国の全日会員の満足度の向上を図っていくこととなりました。

TRAは、全日会員の更なる業務支援及び会員サービスに取り組んでまいります。

▶ご提供するサービス内容

TRAでは、会員の業務支援を目的とした下記事業に取り組んでまいります。
※但し、2・3の事業につきましては、各都道府県によって実施状況は異なります。

1 共済事業

会員相互扶助の観点から次に掲げるような場合に共済給付金を支給します。
給付対象者は会員（法人の場合には、当協会に届け出ている代表者1名）です。

- ◆ 18歳～76歳の会員に対する生命共済保障
 - ①会員が病気で死亡又は会員が不慮の災害（法定伝染病を含む）で死亡のとき 100万円
 - ②会員が高度障害になったとき 100万円
- ◆ 77歳以上の会員に対する生命共済保障
 - 会員が病気で死亡又は会員が不慮の災害（法定伝染病を含む）で死亡のとき 10万円
- ◆ 入院見舞金
 - 会員が引き続き10日以上入院したとき、年度内に1回限り 5万円
- ◆ 火災見舞金
 - 会員の事務所、又は現に自ら居住している住宅が、火災による損害をうけたとき 5万円
- ◆ 会員の配偶者弔慰金
 - 会員の配偶者が死亡したとき 5万円

※なお、一定の事由に該当する場合、共済給付金は不払いとなることがあります。

2 教育研修事業

資格取得支援講座や業務支援を目的とした各種セミナーを開催します。

3 厚生事業

福利厚生の面から会員を支援するため、社員の皆様も対象とした事業を実施します。

賛助会員

不動産業務を営み、協会の事業を賛助する個人又は法人で、公益社団法人全日本不動産協会の会員であり、当該会員が属する地方本部を通じて入会申込をした者。